資 料 ３－１
国立大学教育研究評価委員会（第36回）
平成 25 年 10 月３日

ワーキンググループの設置について

平成２５年７月２６日　国立大学教育研究評価委員会決定

国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の下に、独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則第６条の規定に基づき、ワーキンググループを以下のとおり設置する。

１　目的

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第２期中期目標期間の教育研究の状況の評価方法の検討を行い、その結果を委員会の審議に供する。

２　構成員等

○　ワーキンググループは、委員長が指名する委員及び専門委員１０名程度により構成する。

○　ワーキンググループには、主査及び主査代理を置く。主査は委員長が指名し、主査代理は主査が指名する。

３　議事

○　ワーキンググループは、主査が招集し、議長となる。

○　ワーキンググループは、構成員の過半数の出席をもって会議を開くことができる。

４　会議の扱い

○　ワーキンググループは、非公開とする。

５　設置期間

平成２７年６月末日までとする。